

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	区民討議会運営業務の委託について
----	------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総合政策部企画政策課）

事業の概要

事業名	区民討議会運営業務
担当課	企画政策課
目的	各種計画の策定や施策立案などにおいて、多様な区民の声を反映させるため
対象者	区民
事業内容	<p>総合計画や実行計画など各種計画の策定をはじめ、施策の立案や事業執行においては、多くの区民から意見をいただき反映させていく必要がある。</p> <p>このため、通常に行っている地域説明会やパブリック・コメントなどに加え、無作為抽出された区民による区民討議会を開催し、意見を伺うこととする。</p> <p>区民討議会を開催することにより、普段、区政に参加することのない区民への参加の機会を創出するとともに、多様な区民から率直な意見をいただくことで、区政運営の透明性を高めていく。</p> <p>平成28年度には、総合計画策定に向けた区民討議会の開催を予定しており、事業規模は次のとおりである。(平成23年度に開催した第二次実行計画策定に向けた区民討議会と同規模を想定している。)</p> <p>1 抽出方法 住民基本台帳に登録されている区民を対象に、18歳以上、1,200名程度を無作為抽出し、区民討議会への参加を募る。 参加者は60名程度とし、希望者多数の場合は抽選を行う。</p> <p>2 開催期間 2日間</p> <p>3 討議方法 テーマごとにグループを編成し、事業説明、質疑応答、グループ討議、発表、まとめを行う。</p> <p>※ なお、平成29年度以降に区民討議会を継続実施するときには、討議テーマの内容等により、具体的な参加人数や開催期間は別途設定する。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 区民討議会運営業務の委託について

保有課(担当課)	企画政策課
登録業務の名称	区民討議会運営業務
委託先	プロポーザル、入札、随意契約のいずれかの方法により委託事業者を決定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【住民基本台帳に記載された18歳以上の区民の中から無作為抽出された者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、区民討議会の出欠
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	区民参加による討議会やワークショップのノウハウを持った事業者による運営、準備等の業務を委託することで、効果的・効率的に業務を実施するため
委託の内容	1 案内通知及び参加申込書等の封入封緘及び発送 ※参加申込みの返送先は企画政策課 2 討議テーマ、グループ数、スケジュールの検討 3 区民討議会の準備、運営、進行、記録及び参加者対応(昼食・謝礼) 4 区民討議会報告書の作成
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日から平成29年3月31日まで(以降継続) ※計画策定等の時期に応じて実施
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 参加申込書の返送先は企画政策課とし、事業に不要な個人情報が記載されていないか確認したうえで委託事業者に引き渡す。 3 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。 4 参加申込書及び参加者名簿については、事業終了後、速やかに委託事業者から区に返却させる。 5 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、事業終了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。